

佐世保市多文化交流ネットワーク制度実施要領

(目的)

第1条 国際交流や多文化共生にかかる公益的な活動を行っている人たちや、興味のある人たちの知恵や特技、行動力など善意の力を結集することで、市民の国際交流の機会を創出するほか、市民と在住外国人との円滑な共生社会を見据え、様々な課題や問題を解決に導くことができるよう協力関係を築くため、佐世保市多文化交流ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）制度を運用する。

(定義)

第2条 ネットワークは、国際交流や多文化共生にかかる活動を行う人、興味がある人、又は団体同士のつながりによる協力関係のことである。

(ネットワークの運用)

第3条 ネットワークを円滑かつ効果的に運用するため、佐世保市多文化交流ネットワーク事務局（以下「事務局」という。）を佐世保市文化国際課に置く。事務局はネットワークの窓口、連絡調整、運用及び情報の収集・受け取り・発信等に関する業務を行う。

(ネットワークメンバーの登録)

第4条 ネットワークメンバー（以下「メンバー」という。）として登録を希望する人又は団体は、登録申込書（様式第1号又は第2号）に必要事項を記入のうえ、事務局へ提出するものとする。

2 事務局は申込書の内容を審査し、登録の可否を決定するとともに、その結果を申込者に通知する。

3 登録期間は、登録日から当該年度の3月31日までとする。ただし、事務局及びメンバーの双方に異議のない限り、登録期間満了後、1年ごとに自動更新されるものとする。

4 メンバーは、住所、氏名、団体名、連絡先等に変更があった場合は、速やかに事務局に連絡することとする。事務局は、変更の連絡を受けた場合、速やかに登録名簿の記載内容を変更する。

(対象となる活動範囲)

第5条 ネットワークは、次に掲げる事項に対処する。

(1) 国際交流等に関すること。

（姉妹都市等との交流、地域における多文化交流など）

(2) 外国人市民の生活に関する課題等に関すること。

（情報発信、生活相談、日本語支援、多言語案内、やさしい日本語の普及促進、ボランティア研修など）

(3) 外国人の受入れに関する協力依頼等に関すること。

（外国人観光客の受入れ支援など）

- (4) メンバーが主催する活動の相互協力に関すること。
 - (5) 必要に応じた、全体または関係者による会議の開催。
 - (6) その他多文化共生の推進に関すること。
- 2 ネットワークは前項のうち、特定の活動分野に係る部会を設けることができる。

(登録の抹消)

第6条 メンバーが次の各号のいずれかに該当した場合、登録を抹消するものとする。

- (1) メンバーから登録抹消の申し出があったとき
- (2) メンバーが死亡したとき
- (3) 団体での登録の場合、その団体が解散したとき
- (4) 長期間にわたり理由なく連絡不能となったとき
- (5) その他メンバーとして不相当と認められる事実が発生したとき

(保険加入)

第7条 ネットワークを通して、何らかの活動をメンバーに依頼する団体等は、活動中の万一の事故に備えボランティア保険に加入する。ただし、事故等の発生状況によっては保険が適用されない場合がある。

(秘密の保持)

第8条 メンバーは、活動によって知り得た個人情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

(報酬及び実費負担)

第9条 ネットワークの活動は、原則として無報酬とする。ただし、交通費及びその他の費用については、活動の依頼団体等が実費負担することを原則とする。

(免責)

第10条 市は、依頼団体が市である場合を除き、この要領に規定する活動に伴い生じたメンバー又は活動の依頼団体等の損害について、その賠償の責めを負わない。

- 2 活動の依頼団体等は、メンバーの活動中に発生した事故等について、誠意をもって解決に当たらなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月7日から施行する。